

後期高齢者医療制度



歯科健康診査のお知らせ

節目の年齢の方を対象に、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックし、口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するため、歯科健康診査を実施しています。また、徳島大学歯学部において、口腔ケアと体の健康、医療費や介護給付費との関連を調査しています。

定期健診の受診や口腔ケアを行うことは、全身の健康にとても重要であることが示されています。

今年度の対象者は、ぜひ歯科健診を受診しましょう。

対象者

令和3年中に節目の年齢になられた方(昭和21年、昭和19年、昭和16年、昭和11年、昭和6年生まれの方)ただし、**長期入院患者や施設入所者は対象外です。**

対象者には8月下旬に歯科健診受診券のはがきを送付します。

(長期入院患者・施設入所の方にはがきが届くこともありますが、対象外ですので健診はご遠慮ください。)

受診場所 後期高齢者の歯科健診の実施協力歯科医院

受診可能な歯科医院の一覧表を市町村窓口・広域連合窓口で配布予定です。

また、広域連合および県歯科医師会のホームページに掲載予定です。

受診方法 事前に電話等にて健診実施歯科医院にご予約の上、受診してください。

健診項目 問診、口腔内診査、口腔機能評価(口の渴き、かむ力、飲み込む力など)等

受診費用 無料 ※その後に治療行為が行われる場合は有料

受診期間 9月1日(木)～11月30日(水)

持参物 後期高齢者医療被保険者証と歯科健診受診券のはがき

※その他詳しくは、広域連合ホームページをご覧いただくか、下記までお問い合わせください。

在宅要介護者訪問歯科健康診査のお知らせ



在宅の要介護者を対象に、在宅で歯科健診や歯科保健指導を行うことで、口腔機能の維持回復を促し、高齢者の低栄養や誤嚥性肺炎の予防を目的に、訪問歯科健康診査を行います。

対象者

自力で歯科医院に通院することが困難な在宅の要介護者で、次の要件を全て満たす徳島県後期高齢者医療被保険者

- ①要介護3・4・5の認定を受けている方
- ②介護保険の居宅療養管理指導(歯科医師・歯科衛生士によるもの)および口腔機能向上加算を受けていない方
- ③医療保険の訪問歯科診療・訪問歯科衛生指導を受けていない方
- ④令和4年度歯科健康診査を受けていない方

実施期間 9月1日(木)～12月末

健診費用 無料 ※ただし、その後の歯科治療については有料

申請先 徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課

※申請前に、必ず担当ケアマネジャーに相談してください。ケアマネジャーによる代理申請も可能です。

※対象者と決定した方には訪問歯科医・歯科衛生士をご自宅等に派遣します。

その他詳しくは、広域連合ホームページをご覧いただくか、下記までお問い合わせください。

問い合わせ 徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 ☎088-677-3666